

南伊勢町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

1 目的

太陽光をエネルギー源とする発電施設の設置事業について、国の「再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法」の適用除外事業（FIT/FIP 制度以外）や「南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の適用除外事業（事業面積 1,000 m²未満かつ発電出力 50kW 未満の太陽光発電施設）についても、住環境への影響や各地域が有する自然環境や景観特性を踏まえ、周辺への一定の配慮が必要なことから本ガイドラインを策定します。

2 対象施設

このガイドラインは、次の施設を対象とします。

- (1) 対象施設：太陽光発電施設
- (2) 設置場所：南伊勢町内
- (3) 施設規模：事業区域の面積が 1,000 平方メートル未満かつ発電出力が 10 kW 以上 50 kW 未満の施設。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置されるものを除きます。

※1,000 m²以上又は 50 kW 以上の施設は「南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」が適用されます。

3 太陽光発電事業の実施の際に遵守すべき事項

太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者（以下「事業者」といいます。）は、太陽光発電事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 地域住民等との協調を保つため、事業計画作成の初期段階のできるだけ早い時期に、事業計画等の内容を説明会などで周知し、事業に対する意見等の把握に努めてください
- (2) 地域住民から出された要望、意見等に対しては、書面を交付するなど迅速かつ誠実な対応をしてください。また、太陽光発電施設設置後、太陽光発電施設に起因して発生した苦情に対しても、迅速かつ誠実な対応をしてください。
- (3) 関係法令等を遵守し、周辺の生活環境及び景観との調和に配慮してください。
- (4) 太陽光発電施設設置区域内における除草等の環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮してください。
- (5) 火災、風水害、土砂流出等で災害が発生しないよう適切な災害防止対策及び安全対策を講じてください。
- (6) 事故、機器の故障、災害等が発生した場合、速やかに対応するため、事業者の名称、連絡先その他の必要な事項を記載した標識を敷地内の見やすい場所に設置してください
- (7) 太陽光発電施設を適切に維持・管理していくため、日常的な巡視及び定期的な点検を行うとともに、実施した保守点検及び維持管理の内容について記録し、及び保管し、町の求めに応じて提出できるようにしてください。

- (8) パワーコンディショナー等からの騒音若しくは振動又はパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講じてください。
- (9) 事業を廃止した時は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づいて、速やかに事業者の責任により撤去等適切に処理し、処分をしてください。また、固定価格買取制度の場合の価格には、廃棄費用が含まれていることに留意し、撤去及び処分に係る費用を確保してください。

4 関係法令に基づく手続

- (1) 事業者は、太陽光発電施設を設置する場合において、6 の関係法令に該当する場合は、当該太陽光発電施設の規模にかかわらず、町の関係課及び関係行政機関と事前に協議し、必要な手続を行ってください。
- (2) このガイドラインでは、関係法令等の規定による許可及び届出が必要な区域を基に、別表のとおり「設置するのに適当でない区域」及び「設置するのに十分な検討や調整が必要 な区域」を設定します。事業者は、別表を参考に土地の選定及び開発計画の策定を行ってください。

5 事業概要書の提出

事業者は、事業計画作成の初期段階のできるだけ早い時期に町の窓口相談するとともに、工事に着手する前のできるだけ早い時期に事業概要書（別記様式）を町長に提出してください。

※提出された「事業概要書」は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有します。また、地域住民から求められた場合は、地域住民に情報提供を行います。

窓口：まちづくり推進課（南伊勢町役場南勢庁舎内） 電話 0599-66-1366

6 関係法令及び所管部署

太陽光発電施設の設置に係る主な法令等は、次のとおりです。

関係法令	所管部署
自然公園法	環境省中部地方環境事務所 (伊勢志摩国立公園管理事務所)
森林法	南伊勢町水産農林課
三重の水源地域の保全に関する条例	三重県伊勢農林水産事務所
農業振興地域の整備に関する法律	南伊勢町水産農林課
農地法	南伊勢町水産農林課（農業委員会）
土砂災害防止法	三重県伊勢建設事務所
砂防法（三重県砂防指定地等管理条例）	三重県伊勢建設事務所
急傾斜地崩壊防止法	三重県伊勢建設事務所
地すべり防止法	三重県伊勢建設事務所
河川法	河川管理者

海岸法	海岸管理者
港湾法、漁港漁場整備法	港湾管理者、漁港管理者
鳥獣保護管理法	南伊勢町水産農林課
景観法（三重県景観づくり条例）	三重県県土整備部 都市政策課
文化財保護法	南伊勢町教育委員会事務局
南伊勢町水道水源保護条例	南伊勢町上下水道課
都市計画法	南伊勢町管財契約課
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	南勢志摩地域活性化局環境室（環境課）

7 その他

- （１） このガイドラインの記載事項について、町が必要と認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言を行うことがあります。
- （２） 関係法令等の違反が疑われる場合には、違反が疑われる法令等を所管する行政機関に情報提供を行い、適切な指導等が行われるよう促します。
- （３） （２）に該当する場合、町は、県と情報共有を図り、連携して国に相談をするとともに、指導及び助言、改善命令、認定の取消等について、FIT法に基づく対応を国へ依頼します。
- （４） 事業全体の計画及び実施については、経済産業省資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」や環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づいて進めてください。
- （５） 説明の対象や説明の項目及び説明事項は、FIT・FIPの認定取得にかかわらず、資源エネルギー庁が策定する「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準じていただくのが望ましいと考えます。

附 則

1. このガイドラインは、令和6年9月1日から施行します。
2. このガイドラインの施行日において既に太陽光発電施設の工事に着工している事業者又は既に太陽光発電事業を行っている事業者は、このガイドラインの趣旨に沿った対応をしてください。

附 則（令和7年11月5日）

1. このガイドラインは、令和7年11月5日から施行します。